

# 令和2年度 江差町住宅リフォームプレミアム商品券事業

## 実施要領

1. 事業の目的 住宅の長寿命化、省エネルギーの推進、住環境の向上等によるリフォーム市場の拡大や、町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的とし、住宅リフォームに関する商品券を販売し、地域経済の消費喚起に資する。
2. 購入対象者 次の各事項の要件を備えていること。
  - (1) 町内に住所を有する者
  - (2) リフォームを行う住宅の所有者であり、かつ該当住宅に現に居住している者
  - (3) 工事代金が10万円を超えるリフォームを行う者
  - (4) 事前に登録した「取扱事業者（※取扱事業者募集要項参照）」によりリフォームを行う者
  - (5) 商品券購入決定前に工事に着手していない者
  - (6) 事業終了日までにリフォームを完了しその代金を支払いできる見込みの者
  - (7) 過年度において、当該事業によるリフォーム工事をしていない者。  
もしくは満額（100万円）まで購入していない者。（一度利用している場合、前回との合計額が100万円まで）
3. 対象工事 住宅の長寿命化、省エネルギーの推進、住環境の向上等を目的とした性能向上のために行う修繕、模様替え等の改修工事のうち【別表第1】に定める工事

【別表第1】

●長寿命化 を目的としたもの	●省エネルギー を目的としたもの	●住環境の向上 を目的としたもの	その他
構造部改修工事※ <sub>1</sub> 外壁・屋根改修工事 配管類交換工事 換気設備設置工事 耐震改修工事	外部建具・ガラス交換工事 内窓サッシ設置工事※ <sub>2</sub> 断熱改修工事 LED 照明器具設置工事 高効率設備機器設置工事 太陽熱回収設備設置工事	増築工事 雪対策工事 段差解消工事 手摺設置工事 建具取替工事 内装改修工事 トイレ改修工事 台所・浴室改修工事 暖房設備等改修工事	左記以外で住宅の性能向上、新エネルギーの導入等が図れる工事

※1：構造部とは基礎、土台、床組、柱、壁組、梁、小屋組、階段、間仕切、下地用合板等をいう。

※2：内窓サッシとは住宅に設置している既存の窓の内側に、新たに取り付ける樹脂製等による窓で、次世代省エネルギー基準(平成11年基準)の性能が備わっているものをいう。

4. 商品券購入 金額等
- (1) 商品券の名称は、「江差町住宅リフォームプレミアム商品券」とする。  
(1枚5万円の商品券が4万円で購入可。)
  - (2) 一世帯(家一軒)あたりの購入限度額は100万円。  
(5万円券を20枚購入が限度。80万円で購入できる。)
  - (3) リフォームに要するプレミアム額は、20万円を限度とする。  
10万円を超える工事が対象。
  - (4) 700枚(3,500万円分)を販売上限とする。

※今年度の取扱いについて

令和2年度の販売方法は、前年度同様1回で行います。

5月18日に受付開始。申請受付開始から3日間の申請分が販売上限額(700枚=3,500万円分)を上回った場合は抽選になります。抽選漏れの方についても補欠の順番付けを行います。

申請額が上限に達しても8月末まで申請受付し、補欠登録します。

工事中止等により、残額が生じた場合は、抽選により補欠の方がいる場合は、補欠の順位1番の方から順に意向を確認の上で、追加販売します。(ただし、工事に着手している場合は不可)。

【例】プレミアム率25% 1枚当たり40,000円

(プレミアムリフォーム商品券 購入枚数)	購入金額	プレミアム額	発行額
2枚	80,000	20,000	100,000
3枚	120,000	30,000	150,000
4枚	160,000	40,000	200,000
5枚	200,000	50,000	250,000
6枚	240,000	60,000	300,000
7枚	280,000	70,000	350,000
8枚	320,000	80,000	400,000
9枚	360,000	90,000	450,000
10枚	400,000	100,000	500,000
11枚	440,000	110,000	550,000
12枚	480,000	120,000	600,000
13枚	520,000	130,000	650,000
14枚	560,000	140,000	700,000

15枚	600,000	150,000	750,000
16枚	640,000	160,000	800,000
17枚	680,000	170,000	850,000
18枚	720,000	180,000	900,000
19枚	760,000	190,000	950,000
20枚	800,000	200,000	1,000,000

## 5. 購入方法等 (1) 購入申請書の提出

①「江差町住宅リフォームプレミアム商品券購入申請書」を江差商工会に提出

<添付書類> 1) 所有者が確認できる書類の写し

2) 案内図・平面図等(リフォームの内容が記載されたもの)

3) 工事見積書の写し等、写真(リフォーム前の状況を撮影したもの)

②受付期間 令和2年5月18日(月)から8月31日(月)

※土日祝を除く

③提出先 江差商工会(受付時間9:00~16:00)

## (2) 抽選による決定

応募者多数の場合は申込者の中から抽選により決定。

①抽選対象 令和2年5月18日(月)~5月20日(水)受付分

(受付時間9:00~16:00)

②抽選方法 3日間の申請分が販売額以上となった場合、受付時に配布した整理番号をもって抽選を実施し受付順番を決定する。

抽選日時 令和2年5月21日(木)10:00~

抽選場所 江差商工会

抽選方法 事務局が厳正なる抽選を実施の上決定(観覧自由)

発表方法 決定後、商工会入口に掲示

## (3) 商品券の販売

上記(1)購入申込申請書を提出、審査・決定後、商品券を購入する。

①販売場所 江差商工会

②販売期間 令和2年5月21日(木)から8月31日(月)まで

(販売時間9:00から16:00) ※土日祝を除く

※補欠登録者の追加決定分については、別途期間を指定

(4)使用期間 購入日より6か月以内(最終使用期限 令和3年1月31日(日))

## (5) 完了実績報告の提出(事業者)

工事完了後、「江差町住宅リフォームプレミアム商品券事業完了実績報告」に次の書類を添えて提出。※完了報告の期限 令和3年2月1日(月)まで

- <添付書類> ①写真（リフォーム施工後を撮影したもの）  
②工事に係る請求書、領収書の写し  
③事業の使用資材、機器等に係る規格、仕様及び性能が確認できる書類  
④その他必要と思われる書類

(6) 商品券の換金

- ①商工会より発行された完了確認通知書と併せて、工事代金として受け取った商品券と商品券換金依頼書を商工会に提出。  
②内容確認後、登録した指定口座に振込  
③支払日 毎月 5日、15日、25日（土・日の場合は翌月曜日）

6. 周知方法等 (1) 江差町広報5月号（5月1日発行）のチラシ折込み

7. 取扱事業者 (1) 登録資格 江差町内に本店または営業所を有する事業者  
募集要項 (2) 募集期間 随時  
(3) 登録申請 取扱事業者登録申請書を江差商工会に提出

8. 商品券使用 (1) 購入した商品券の第三者への譲渡は原則禁止とします。  
制約事項 (2) 購入決定がされたリフォームを変更する場合は、変更申請が必要となります。  
(3) つり銭はできません。